

パブリック・コメントの意見の概要と市の見解

「市の考え方の区分」

◎:意見を反映し案を修正した ○:意見を一部反映し、案を修正した △:案を修正しなかった。 □:その他(感想、この案件以外への意見等)

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	学校がある時間帯の放課後等デイサービスや生活サポートの利用ができないため、利用可能にしてほしい。	制度上、学校がある時間帯での放課後等デイサービスの利用は可能ですが、事業所の人員配置や運営規程に定められている営業時間を見直す等、事業所への負担が発生するため、ニーズ把握に努める必要があります。	△
2	学校関係者の障害児に対する理解、知識不足及び親への配慮不足を感じる。障害に対する理解、共生社会実現促進のために、学校関係者への研修等を実施してほしい。また、支援級の教室へのカメラの設置や支援員の増員、不登校児の居場所作りを希望する。	教育等の関係機関と緊密に連携を図っていきます。(P.48)	△
3	市内に小学生も利用できる短期入所施設を整備してほしい。	短期入所を含めた基盤整備については、P.93「グランドデザイン」に記載しているとおり、地域ごとの障害者等の課題を踏まえ、計画期間内のニーズ量に合わせて検討し、実行します。	△
4	インクルーシブ教育に取り組んでほしい。	「育ち、学びへの支援」を通して、福祉教育の充実に取り組み、共生社会の実現を目指します。(P.48)	△
5	p94さつき苑の定員は25名ではなく20名である。	記載を修正しました。	◎

No.	意見の概要	市の考え方	
6	P32 ニーズ調査の結果の「障害に対する市民理解をどう感じるか」において、身体障害者手帳所持者は「よく理解されている」との結果が多い一方で、精神障害者保健福祉手帳所持者は、「(あまり)理解されていない」と感じているとの結果が出ている。市として、精神障害者に対する市民理解を推進するために、どのような施策を推進していくのか検討してほしい。	P. 45 「■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(新)」を新しい具体的施策として記載しています。増加傾向が顕著な精神障害者の地域生活を支援するため、精神障害に関わる保健医療、福祉の専門職からなる連絡協議会を開催し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図り、市民の理解を促していきます。	△
7	P93 グランドデザインにおいて、精神障害者の入居できる施設が少ない印象である。精神障害者の数が増加していることを鑑みると、精神障害者の入居可能な施設を増やしていく必要があると考えられる。また、女性専用のグループホームについても整備してほしい。 同一意見 他1件	グループホームについては、P.70「利用人数の増加率や利用ニーズを考慮して、令和6年度以降、事業所の基盤整備を検討していきます。」と記載しており、ニーズに合った質の高いサービスを提供できる事業所の基盤整備を検討します。	△
8	障害児に対する療育支援 わびあにある医療クリニックにて療育指導が可能となり、その内容を児童発達支援センターと連携できるようにしてほしい。	児童発達支援施策推進協議会において、児童発達支援センター、広沢複合施設内診療所及び市の3者による効果的な連携のあり方や児童発達支援に関する施策の推進について、協議してまいります。	□
9	移動困難者支援について、障害者や高齢者の体が不自由で介護が必要な人達などの移動困難者対策、一人ではバスに乗れなく介護が必要な人向けに福祉介護タクシーを整備してほしい。また、例えば、アプリで介護タクシーの配車ができるシステム作り、階段介助、買い物、通院、車いすサポート等タクシー券の配布以外の対策も検討してほしい。	本市ではタクシー助成事業を行っていますが、市独自の配車システム等を作ることは難しいと考えています。買い物や通院等の支援については、障害福祉サービスの利用等も含め検討していきます。	△
10	令和6年2月6日に実施された障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、①障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念されること②居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられることから、 運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目(又は第三者による評価)を定期的に入れる取組を義務づけることが決定した。 本件に関する事項の記載を希望する。	ご指摘の改正がされ、令和7年度から義務化される旨は認識していますが、具体的な制度運用についての情報が不足しているため、具体化した段階で対応を検討します。	△
11	高次脳機能障害への相談体制の充実について記載してほしい。	P. 45 「包括的相談支援体制の整備」に記載しているとおり、高次脳機能障害の方も含め、障害種別やその属性に関わらず、包括的な相談支援体制を整備していきます。	△

No.	意見の概要	市の考え方	
12	高次脳機能障害の特性に配慮した福祉サービスを充実させていくことを記載して欲しい。	P.45「包括的相談支援体制の整備」に記載しているとおり、高次脳機能障害の方も含め、障害種別やその属性に関わらず、包括的な相談支援体制を整備し、支援体制を構築していきます。	△
13	失語症者向け意思疎通支援事業、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業について、和光市の施策を記載して欲しい。	P.82「意思疎通支援事業」を行っていますが、失語症者向けの事業は現在ありません。事業実施については、県とも連携を取りながら、ニーズ把握に努めていきます。	△
14	P48「(2)就労支援」部分において、高次脳機能障害の方への就労支援のことを念頭に置き、「中途障害者の就労体制の充実」といった施策を位置づけてほしい。	P.45「包括的相談支援体制の整備」に記載しているとおり、高次脳機能障害の方も含め、障害種別やその属性に関わらず、包括的な相談支援体制を整備し、就労支援も含めた支援体制を構築していきます。 また、令和7年度からP.64「就労選択支援」のサービスが新たに開始される予定となっておりますので、今後も就労支援の充実に取り組んでいきたいと考えています。	△
15	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」という記載部分を「精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)にも対応した地域包括ケアシステムの構築」としてほしい。	国の基本指針や県の考え方にも則して記載しておりますが、発達障害や高次脳機能障害の方も含めた支援体制の構築に対応していきます。	△
16	「和光市障害福祉計画」部分に高次脳機能障害の方への支援について、国の基本指針等に基づいた施策を計画に記載してほしい。	P.45「包括的相談支援体制の整備」に記載しているとおり、高次脳機能障害の方も含め、障害種別やその属性に関わらず、包括的な相談支援体制を整備し、支援体制を構築していきます。	△
17	「和光市障害児福祉計画」部分に子供の高次脳機能障害についての支援施策を計画に記載してほしい。	P.45「包括的相談支援体制の整備」に記載しているとおり、高次脳機能障害児の方も含め、障害種別やその属性に関わらず、包括的な相談支援体制を整備し、支援体制を構築していきます。	△

No.	意見の概要	市の考え方	
18	P61(1)生活介護、P69(10)短期入所(ショートステイ)、P70(1)共同生活援助(グループホーム)部分に、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを記載してほしい。	現時点で強度行動障害、高次脳機能障害を有する障害者の方や医療的ケアを必要とする方について、正確な人数までは把握できていません。今後は、それぞれの詳細なサービスニーズの把握に向けて検討していきたいと考えています。	△
19	市独自事業又はその他の取り組みとして、記憶障害により徘徊してしまう高次脳機能障害児者等も対象にした見守り支援の施策について記載してほしい。	地域生活支援事業として、P.85「日中一時支援事業」において、高次脳機能障害児者等に限らず、障害者や障害児が家族の一時的な休息を目的とした見守り等の支援を行っています。	△
20	「第四章 2 施策の展開 基本目標1 障害福祉サービスの質の向上と人材の確保・定着」部分において、県が実施する研修の受講の他、和光市、事業所等で資格取得講座や人材育成の取り組み等があれば、人材確保にも繋がるのではないか。	現在、市独自、事業所独自の資格取得講座等はありませんが、県と連携しながら、人材育成に取り組んでいきたいと考えております。	△
21			
22			
23			

No.	意見の概要	市の考え方	
24			
25			
26			
27			
28			
<p>※募集期間外にいただいた意見や障害福祉行政における組織や制度への意見については、今後の行政事務における貴重な意見として参考にさせていただきます。</p>			